

愛知県農業水産局及び農林基盤局建設工事等契約業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業水産局及び農林基盤局において発注する工事等の契約業者（以下「業者」という。）の選定の方法を定めるものとする。

(発注基準)

第2条 一般土木工事、一般建築工事、舗装工事、しゅんせつ工事及び造園工事の各等級別の発注基準は、別表第1のとおりとする。

(発注工事の種類に対応する許可業種)

第3条 発注工事の種類に対応する許可業種は、次の表のとおりとする。

発注工事の種類	左の工事種類に対する許可業種
1 一般土木工事	土木工事業
2 一般建築工事	建築工事業
3 とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
4 管工事	管工事業
5 鋼構造物工事	鋼構造物工事業
6 舗装工事	舗装工事業
7 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
8 機械設備工事	機械器具設置工事業
9 造園工事	造園工事業
10 さく井工事	さく井工事業
11 水道施設工事	水道施設工事業
12 工作物解体工事	解体工事業

2 一般土木工事及び一般建築工事以外の工事で当該工事の内容が技術その他の理由により一般土木工事又は一般建築工事として発注することが適当と認められる場合は、前項の規定にかかわらず一般土木工事又は一般建築工事とすることができる。

(選定基準)

第4条 業者を選定しようとするときは、前条の発注工事の種類に対応する許可を得た業者でなければならない。

2 第2条に規定する各工事の業者については、同条の発注基準等級に格付された業者の中から選定するものとする。

また、必要がある場合には、次の条件を満たした上で、直近上位及び2等級上位に格付された業者、又は直近下位に格付された業者から選定することができる。

(1) 2等級上位に格付された業者から選定することができるのは、直近上位に格付された業者のみでは、入札参加者が僅少と見込まれる場合に限る。

(2) 一般競争入札の場合は、直近下位に格付された業者から選定することができるのは、A等級の簡易な工事に限る。

3 前項に規定する業者以外の工事業者については、入札参加資格申請の際に決定される工事業者の総合点数を勘案して選定するものとする。

- 4 設計・測量・建設コンサルタント等の業者については、入札参加資格申請の際に決定される業者の総合点数を勘案して選定するものとする。
- 5 森林整備工事の業者については、工事の内容及びその他の条件を勘案して選定するものとする。
- 6 前各項の選定にあたっては、次の事項を留意して優秀な業者を厳正かつ、公平に選定しなければならない。
 - (1) 手持ち工事の状況
 - (2) 工事施工についての技術的適性

(選定基準の特例)

第5条 次の各号に掲げるものについては、等級の区分にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事等で、緊急又は短期間で完了する必要があるとき
- (2) 地理的条件を勘案して業者を選定する必要があるとき
- (3) 特定の機械又は技術を必要とするとき
- (4) 特異な工事のとき
- (5) 特に必要と認めるもの

(資本関係又は人的関係がある業者の選定)

第6条 委託設計に係る工事についての業者の選定にあたっては、当該工事の設計受託者及び当該設計受託者と資本、人事面等において関連があると認められる業者は原則として選定しないものとする。

- 2 資本関係又は人的関係があると認められる業者については、原則として同一入札において同時に選定しないものとする。

(業者の選定)

第7条 業者の指名選定は、主務課長及びかい長の内申（かい長にあつては、主務課長を経由）に基づいて行うものとする。

(随意契約の見積者の選定)

第8条 随意契約の見積者の選定は、随意契約の理由及びその他の条件を勘案して適正な業者を選定するものとする。

(指名停止等)

第9条 不正又は不誠実な行為をなした業者（下請業者の場合も含む。）があるときは、当該業者の指名を一定期間停止することができるものとし、その期間は、指名審査会議で決定する。ただし他局庁の入札参加資格も有している業者で、他局庁の指名審査会議等において指名停止の決定がされたものを除く。

- 2 前項の場合において、不誠実な行為等を知ったときは指名審査会議で審議されるまでの間、当該業者の選定については慎重を期するものとする。

(委任工事への適用)

第10条 かい長の委任事項に係る工事等についての業者の指名選定は、この要領により行うものとする。

(雑 則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は指名審査会議において定める。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

工 事 名	等 級	発 注 基 準
一般土木工事	A	2億円以上
	B	4,000万円以上 3億円未満
	C	1,000万円以上 5,000万円未満
	D	1,500万円未満
一般建築工事	A	1億5,000万円以上
	B	4,000万円以上 2億円未満
	C	1,000万円以上 5,000万円未満
	D	1,500万円未満
舗装工事	A	6,000万円以上
	B	1,500万円以上 7,500万円未満
	C	800万円以上 2,000万円未満
	D	1,000万円未満
しゅんせつ工事	A	8,000万円以上
	B	2,000万円以上 1億円未満
	C	700万円以上 2,500万円未満
	D	1,000万円未満
造園工事	A	3,000万円以上
	B	1,000万円以上 4,000万円未満
	C	200万円以上 1,500万円未満
	D	250万円未満

※等級の基準(各等級に位置づける業者の総合点数の範囲)については、直近の入札参加資格申請受付に先立ち事前に行われる関係局庁の打合せの際に、毎回、見直しが行われる。